

地域振興会議のあり方検討について

資料 2

1. これまでの経過

- ・平成16年11月1日の市町村合併に伴い、合併による地域住民の不安を解消するため、合併協議において、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条第4項の規定に基づき、旧鳥取市を除く合併町村に地域審議会が設置された。
- ・地域審議会設置期間は合併協定により平成27年3月31日までと定められていたため、合併11年次以降においても、引き続き市民と行政との協働による地域の振興及び新市の一体的な発展を推進するため、地域審議会に代わる新たな組織を設置することが検討された。その結果、地域振興会議を条例によって設置することとなった。
- ・地域振興会議の設置期間は令和7年3月31日までであるため、今後のあり方について検討を始めた。

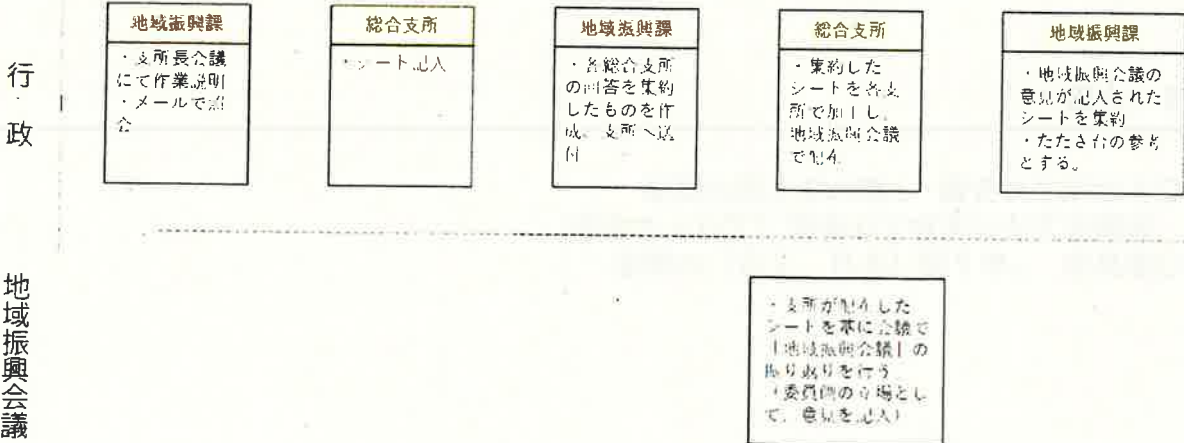
2. 今後の方向性（予定）

地域振興会議設置期間が令和7年3月31日で終了する。今後の地域振興に資するための会議体のあり方を検討する。

3. 令和4年度の地域振興会議における検討の進め方について

- ・「地域振興会議振り返りシート」（別添）を使用し、地域振興会議の振り返りを行い、意見を集約する。
- このシートでまとめたものを参考にして、地域振興会議終了後の新たな会議体のあり方を検討する。

< 「地域振興会議振り返りシート」作業フロー >



地域振興会議について

1 設置根拠

鳥取市地域振興会議条例

2 設置期間

平成27年4月1日～令和7年3月31日（10年間）

3 所掌事項（審議事項）

- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、答申すること
- 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること
- 上記2点について、市長に意見を述べること

4 委員について

- 委員の任期は2年（再任は妨げない）
- 会議は委員12人以内で組織
 - 1号：自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
 - 2号：学識経験を有する者
 - 3号：公募により選任された者



5 会議

- 各地域での会議 ...概ね年6回の開催
 - ※開催方法は単独又は合同（ブロック会議）
- 会長会 ...年2回（8月、2月）の開催

